

令和8年度物産振興対策事業業務委託 企画提案  
に係る質問に対する回答について

No	項目	質問内容	回答
1	<p>企画提案仕様書</p> <p>4.事業の内容 (1) 県外百貨店における沖縄物産展の開催</p> <p>⑥会場は原則として百貨店とすること。</p>	<p>「原則」とは絶対に守るべきものではなく、状況に応じて柔軟な対応や例外が認められると捉えています。場合によっては開催場所として商業施設や道の駅施設等も検討できると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>あくまで百貨店が原則となります。そのうえで、百貨店と同等以上の事業効果が見込まれると県が判断するときに限り、百貨店以外の会場での開催を認める場合があります。</p>
2	<p>企画提案仕様書</p> <p>4.事業の内容 (1) 県外百貨店における沖縄物産展の開催</p> <p>⑦開催地域については、県が包括連携協定を締結している自治体の所在地域を原則1か所以上選定すること。なお、当該地域で開催する物産展に関して県の同意を得た場合は、①の事業者数・県産品数及び⑥の会場について、条件変更することができる。</p>	<p>長野県、滋賀県、鹿児島県の3県が包括連携協定自治体として締結していると認識しています。他に包括連携協定自治体はありますか？</p> <p>また、一般的な考えとして、包括連携自治体に所在する百貨店側の意思確認(提案営業・取引条件交渉、経費対効果等)を取る必要があり、時間を要します。即開催とはならない場合がございますが、その場合はどうお考えでしょうか。</p>	<p>沖縄県が包括連携協定を締結している自治体について、ご認識のとおり長野県、滋賀県、鹿児島県の3県です。</p> <p>百貨店での開催が困難と見込まれる場合は、百貨店以外の提案を認めます。 また、企画提案の締切日までに会場を確定することが難しい場合は、会場候補としての提案も可とします。</p>